奈良県第2次子どもの貧困対策及び 第4次ひとり親家庭等自立促進計画

奈良っ子未来輝きプラン

令和4年3月 奈 良 県

目 次

| | | | 策定の趣言等 |
|-------------|----------------|-------|---|
| | | | 定の趣旨 |
| | | | 位置づけ |
| | 3 | 計画の | 期間 |
| 4 | 0 1 | 4. 奴汝 | 的困難等を抱える子どもの現状 |
| - | | | |
| | 1 | | おける実態把握の方法 |
| | | | の貧困に関する現状 ······ 4 |
| | | | 見世帯に関する現状10 |
| | 4 | 行政に | おける包括的な支援体制に関する現状14 |
| | | ♦◆子と | ビもの 貧困 対 策に関するアンケート調査 及び担 当者ヒアリング結果 の概 要 $\diamondsuit lacktriangle \cdots \cdots 15$ |
| | 5 | 新型コ | ロナウイルス感染症拡大によるひとり親家庭への影響20 |
| 笙 | 21 | s 計画 | の基本的な考え方 |
| - | 0- 1 | | ②坐不りなうたり 念 ···································· |
| | - | - | 標···································· |
| | | | |
| | 3 | 基本万 | 向 |
| 第 | 41 | 重 施策 | の体系と評価指標 |
| 筆 | 51 | 重 旅策 | の柱と推進施策 |
| - | | | 〒この支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり …27 |
| | | | の「伸びていく力」をはぐくむ ······31 |
| | | | 親子を支える仕組みづくり ······34 |
| | | | |
| | 4 | 仃奴に | おける総合的な支援体制づくり36 |
| Art- | _= | ± | |

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成27年9月、国連において掲げられた「存続可能な開発目標」(SDGs)の17の目標には、子どもに関連する多くの課題が含まれています。中でも、目標の1番目の「貧困をなくそう」は、その他の目標にも大きく関連する課題として、世界的に包括的な取組みが必要であるとされています。

わが国における子どもの貧困率は、国の調査では平成30年度時点で13.5%、ひとり親家庭の子どもでは48.1%であり、依然として多くの子どもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしています。

令和元年6月、子どもの貧困対策に関する法律が改正され、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、基本理念において、子どもの最善の利益が優先考慮されることが明記され、市町村における子どもの貧困対策計画の策定を努力義務とすること等が規定されました。

本県においては、平成28年3月に「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」を策定し、経済的困難等の状況が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける奈良県の実現を目指して、関係者の皆様のご協力を得ながら取組みを進めてきました。

本計画の策定にあたっては、令和元年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、子どもたちの生活実態や、特に、経済面や社会的理由による困難を抱えている子どもたちの課題把握に努めました。これらの調査結果等から、不安定な就労を背景とする経済的な問題(経済的貧困)や、親が子どもと関わる時間が十分でないこと(時間的貧困)、さらに親子の社会的つながりが希薄であること(つながりの貧困)などが依然として課題であることが明らかになりました。

また、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査」では、不安定な雇用形態の多いひとり親の収入が、コロナ下でさらに減収していることなどがわかりました。

親が経済的、時間的、人的つながりの面で厳しい状況にあるために、子どもが希望を持てなかったり、夢をあきらめたりすることがあってはなりません。社会全体で子育てに困難を抱えている親にあたたかな支援を差し伸べ、安心して子どもをはぐくんでいただけるよう環境を整える必要があります。

このため、本計画では、「経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭(ひとり親家庭等)が、自立・安定した生活の中で地域で孤立することなく、子どもの『伸びていくカ』をはぐくむことが

できるよう支援する」ことを基本目標とし、目標を達成するための課題解決に向けて、4つの施策の柱を掲げ、12の推進施策をとりまとめました。すべての子どもの現在と未来が輝くものとなるよう、市町村、関係機関・団体、企業、県民の皆様と連携・協働し、子どもの育ちと子育てを支える取組みを着実に進めてまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定する「都道府県計画」として、子どもの貧困に係る施策を総合的に推進するための計画です。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」として、一体的に策定するものです。

計画策定にあたっては、施策の内容が教育、福祉、就労支援等など幅広い分野における対応が求められることから、庁内関係部局による「奈良県子どもの貧困対策ワーキンググループ」の構成課とともに、実態の把握と施策の検討を行いました。さらに、学識経験者、学校関係者、子どもの支援に関わる関係団体、就労に関する関係者、県民等で構成する「奈良県子どもの貧困対策会議」のご意見を踏まえて、本計画を策定しました。

併せて、本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するものです。目標1ターゲット1.2では、「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」とされています。本計画においても、SDGsの理念に基づき、各施策・取組みを進めます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

第2章 経済的困難等を抱える子どもの現状

1 本県における実態把握の方法

経済的困難等の状況にある子どもへの支援について、本県の実態を踏まえたものとするために、国の各種統計調査を参考とするとともに、子どもの生活に関する実態調査、子どもの支援に直接携わる県、市町村、施設等の教育、福祉関係者へのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

◇子どもの生活に関する実態調査(令和元年8月~11月)

① 奈良県子どもの生活に関する実態調査(小中学生調査)

調査対象: 県内の公立学校に通う小学5年生・中学2年生

回答数:644人

主な調査項目:世帯年収、子どもと過ごす時間の評価、放課後の子どもの過ごし方

② 奈良県ひとり親世帯等実態調査

調査対象:県内で児童扶養手当を受給している母子家庭の母·父子家庭の父及び奈良県母子 福祉連合会の会員である寡婦

回答数:747人

主な調査項目:勤務形態、現状の生活に対する総合満足度、養育費の取り決め状況

◇子どもの貧困対策に関するアンケート調査(令和2年6月)

調査対象:教育関係者(県立高校・特別支援学校の教諭、市町村教育委員会)

福祉関係者(県·市村福祉事務所の生活保護ケースワーカー、児童養護施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・県こども家庭相談センター職員、母子・父子自立支援員、県生活困窮者自立支援機関)

回答数:371人

主な調査項目: 貧困状態にある子どもが抱える問題、貧困のリスク要因、支援が困難な理由、 有効と思われる支援内容

◇子どもの貧困対策にかかる関係機関ヒアリング(令和2年7月)

調査対象:公益社団法人家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室、奈良労働局、小学校長会、中学校長会、県中和福祉事務所、県社会福祉協議会、県母子家庭等就業・自立支援センター(県スマイルセンター)、県中央こども家庭相談センター

回答数:15人

主な調査項目:経済的困難等を抱える子どもや家庭の状況、ひとり親又は貧困家庭の親が自立するために必要なこと、地域との連携の課題、その他必要な支援

◇新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査(令和2年11月)

調査対象:生活福祉資金の借受者、児童扶養手当の受給者、住居確保給付金の受給者

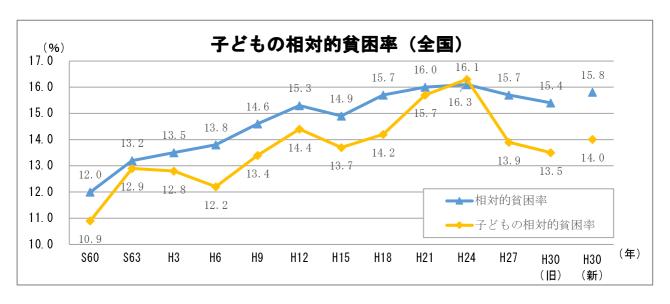
回答数:1,822人

主な調査項目:就労状況への影響、健康状況・生活環境・子育て環境への影響、家計・住まいへの影響

2 子どもの貧困に関する現状

(1)子どもの貧困

厚生労働省が実施している国民生活基礎調査によると、全国の平成30年の「子どもの相対的 貧困率」は13.5%と、約7人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしています。【図1】 なお、OECDの所得定義の新基準(可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車 税等及び企業年金・個人年金等を追加)に基づく「相対的貧困率」は15.8%、「子どもの相対的 貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.2%、そのうち「大人が一人」の世 帯員は48.2%となっています。【表1】



【図1】国民生活基礎調査(厚生労働省)

相対的貧困率の年次推移(全国)

| 年 | H60 | S63 | Н3 | Н6 | H9 | H12 | H15 | H18 | H21 | H24 | H27 | H | 30 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| + | поо | 503 | по | ПО | ПЭ | ПІ | піэ | пю | ПИІ | П24 | п27 | 旧基準 | 新基準 |
| | | | | | | | | | | | | () | 単位:%) |
| 相対的貧困率 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.8 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.7 | 15.4 | 15.8 |
| 子どもの相対的貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.2 | 13.4 | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 | 13.5 | 14.0 |
| 子どもがいる現役世帯 | 10.3 | 11.9 | 11.6 | 11.3 | 12.2 | 13.0 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 | 12.6 | 13.2 |
| 大人が一人 | 54.5 | 51.4 | 50.1 | 53.5 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 50.8 | 48.1 | 48.2 |
| 大人が二人以上 | 9.6 | 11.1 | 10.7 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 | 10.7 | 11.3 |
| | | | | | | | | | | | | (単1 | 立:万円) |
| 中央値 | 216 | 227 | 270 | 289 | 297 | 274 | 260 | 254 | 250 | 244 | 244 | 253 | 245 |
| 貧 困 線 | 108 | 114 | 135 | 144 | 149 | 137 | 130 | 127 | 125 | 122 | 122 | 127 | 122 |

【表1】国民生活基礎調査(厚生労働省)

※相対的貧困率

国民全員を年間の所得額順に並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得(中央値)の半分の額(貧困線)に満たない人の割合。

※子どもの相対的貧困率

所得が貧困線に満たない世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合。

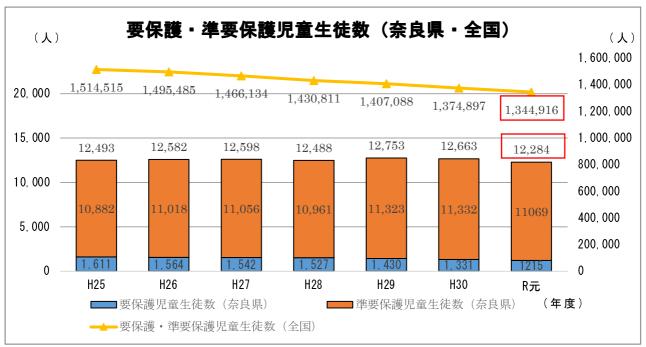
※子どもがいる現役世帯

18歳未満の子どもがいる世帯で、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯。

(2) 就学援助を受けている児童生徒の状況

要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率は、子供・若者白書(内閣府)に子供の貧困率とともに子供の貧困の指標として掲載されており、子どもの貧困の状況を表した数値の一つと考えられます。

要保護・準要保護児童生徒の保護者に対する援助である就学援助を受けている児童生徒数は、令和元年度は、全国で約134万人、就学援助率は約14.5%、本県では12,284人、約12.8%と約8人に1人の割合になっています。【図2】【表2】



【図2】文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ

就学援助率 (奈良県・全国)

| | | | | | | (単 | <u> 绝位:%)</u> |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
| 全国 | 15.42 | 15.39 | 15.23 | 15.22 | 14.92 | 14.72 | 14.53 |
| 奈良県 | 11.77 | 12.03 | 12.27 | 12.38 | 12.85 | 12.95 | 12.76 |

【表2】文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ

- ※就学援助を受けている児童生徒数:要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の合計 (被災児童生徒就学援助事業対象生徒数は除く。)。
- ※要保護児童生徒数:生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の数。
- ※準要保護児童生徒数:要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの 基準に基づき認定した者の数。

(3)生活保護の状況

全国では、平成21年度に被保護世帯は約127万世帯でしたが、令和元年度には約164万世帯と、10年間で約1.3倍となっています。

一方、本県では、平成21年度に被保護世帯12,049世帯でしたが、令和元年度には14,687世帯と、10年間で約1.2倍となっています。【図3】

なお、本県の被保護世帯の割合は、令和元年度は人口1,000人に対して14.7人で、保護率は近年ほぼ横ばいの状況です。【表3】



【図3】福祉行政報告例及び被保護者調査(厚生労働省)

保護率 (奈良県・全国)

(単位:人口千対)

| 年度 | H10 | H15 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全国 | 7.5 | 10.5 | 12.5 | 13.8 | 15.2 | 16.2 | 16.7 | 17.0 | 17.0 | 17.0 | 16.9 | 16.8 | 16.6 | 16.4 |
| 奈良県 | 8.0 | 10.2 | 11.7 | 12.7 | 13.7 | 14.3 | 14.7 | 14.9 | 15.0 | 15.3 | 15.3 | 15.2 | 15.1 | 14.7 |

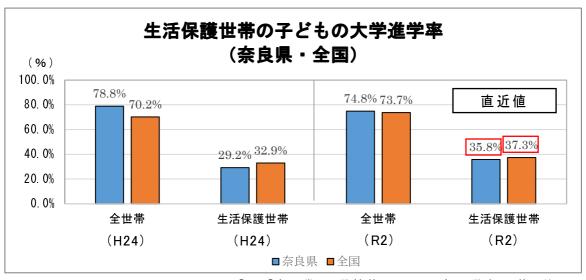
【表3】福祉行政報告例及び被保護者調査(厚生労働省)

(4)生活保護世帯の子どもの大学進学率及び高等学校中退率

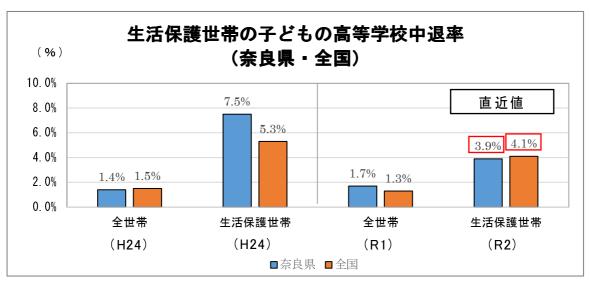
本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率及び高等学校中退率を全国と比べると、進学率は全国より1.5ポイント、中退率はO.2ポイント低くなっています。【図4】【図5】

〈子どもの貧困対策に関するアンケート調査より〉

経済的困窮から親が学習塾等に通わせることを断念するケースが多く、このことが、学習能力の低下やコミュニケーション能力の欠如につながり、将来的な進学、その後の就職への影響を及ぼしている可能性があります。



【図4】全世帯は、学校基本調査(文部科学省)を基に算出。 生活保護世帯は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

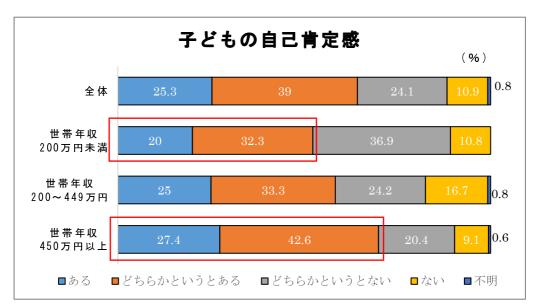


【図5】全世帯は、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省) 生活保護世帯は、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

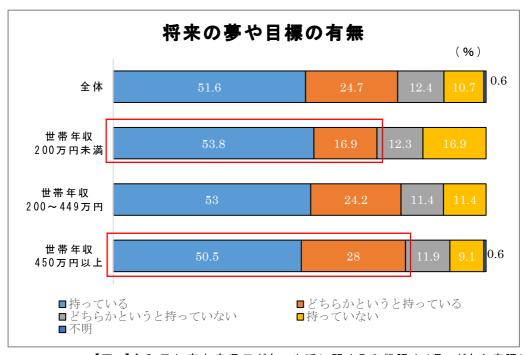
(5)子どもの自己肯定感や将来の夢等

世帯年収が高いほど自分に「自信がある(「どちらかというとある」を含む。)」の割合が高く、世帯収入が450万円以上の世帯は70.0%、世帯年収が200万円未満の世帯は52.3%となっています。【図6】

また、世帯年収が高いほど「将来の夢や目標を持っている(「どちらかというとある」を含む。)」の割合が高く、世帯収入が450万円以上の世帯は78.5%、世帯年収が200万円未満の世帯は70.7%となっています。【図7】



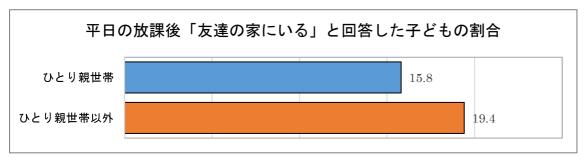
【図6】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)



【図7】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)

(6)放課後の過ごし方

ひとり親世帯の子どもの方が、それ以外の世帯の子どもと比べて友達と交流(放課後友達の家にいる割合)する割合が低い傾向にあります。【図8】

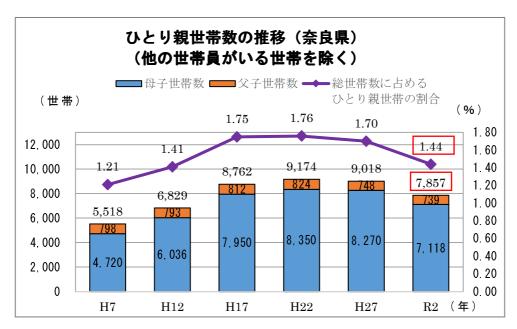


【図8】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)

(1)ひとり親世帯数の推移

本県の令和2年の母子世帯数は、7,118世帯、父子世帯数は、739世帯となっています(いずれも他の世帯員(祖父母等)がいる世帯を除く)。

総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成7年が1.21%であったのに対し、令和2年は1.44%となっています。【図9】



【図9】国勢調査(総務省)

(2)ひとり親の就労状況

本県の母子世帯の就業率は91.4%、父子世帯は94.1%となっています。

母子世帯の勤務形態は、「正社員・正職員」が48.6%、「パート・アルバイト」が37.8%となっています。父子世帯は「正社員・正職員」(53.1%)と半数以上を占めています。また、世帯年収が200万円未満のひとり親世帯では、「パート・アルバイト」が61.6%、「正社員・正職員」が20.3%となっています。【表4】

なお、平成28年度全国ひとり親家庭等調査結果によると、全国の母子世帯の正規雇用率は44.3%で本県の方が高く、父子世帯の正規雇用率は68.2%で本県の方が低い状況です。

ひとり親の勤務形態

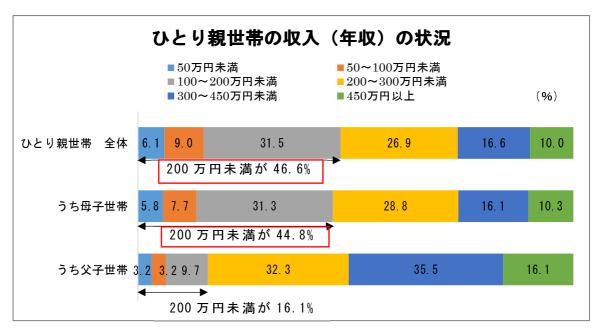
(単位:%)

| | | | | | | | | | | _ | - 12. 70/ |
|----------|-----------|-------|------|-------|----------------|---------|-------|------|-----|-----|-----------|
| | | サンプル数 | 自営業主 | 家族従業者 | 正正 職社 員員 | 契派 約 社員 | アルバイト | 日々雇用 | 内職 | その他 | 明 |
| ひとり親世帯種別 | 母子世帯 | 553 | 2 | 0.2 | 48.6 | 7.6 | 37.8 | 3.1 | 0.2 | 0.2 | 0.4 |
| いこり祝世帝悝別 | 父子世帯 | 32 | 18.8 | 6.3 | 53.1 | 15.6 | 6.3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 200万円未満 | 232 | 3 | 0.4 | 20.3 | 8.6 | 61.6 | 3.9 | 1.3 | 0.4 | 0.4 |
| 世帯年収別 | 200~449万円 | 238 | 4.2 | 0.8 | 66.4 | 8.8 | 16.8 | 2.5 | 0 | 0 | 0.4 |
| | 450万円以上 | 59 | 5.1 | 0 | 79.7 | 3.4 | 6.8 | 3.4 | 0 | 1.7 | 0 |

【表4】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)

(3)家計の状況

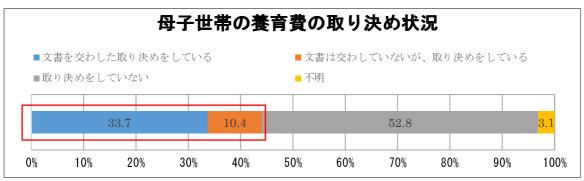
ひとり親世帯の父及び母の約9割が就労しているものの、年収が200万円未満の世帯が46. 6%(母子世帯は44.8%)を占めています。【図10】



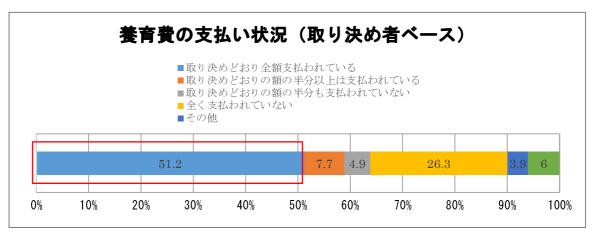
【図10】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課) ※「ひとり親世帯 全体」には寡婦世帯を含む。

(4)養育費の確保

母子世帯では養育費の取り決めを行っているのは44.1%であり、52.8%が養育費の取り決めを行っていません。養育費の取り決めを行っている母子世帯における「養育費の支払い状況」は、「取り決めどおり全額支払われている」が約半数の 51.2%となっていますが、養育費が「全く支払われていない」も26.3%となっています。【図11】【図12】



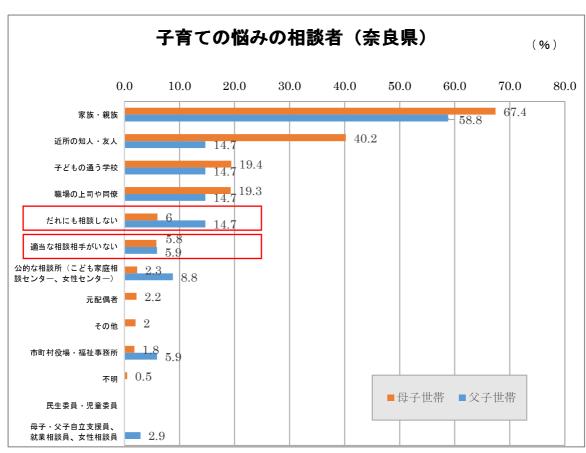
【図11】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)



【図12】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)

(5)子育ての悩みの相談者

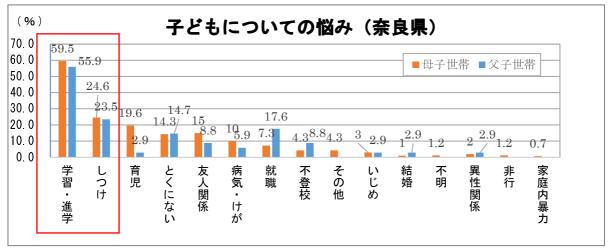
子育ての悩みについて、「だれにも相談しない」または「適当な相談相手がいない」親は、母子世帯では11.8%、父子世帯では20.6%となっています。【図13】



【図13】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)

(6)子どもについての悩み

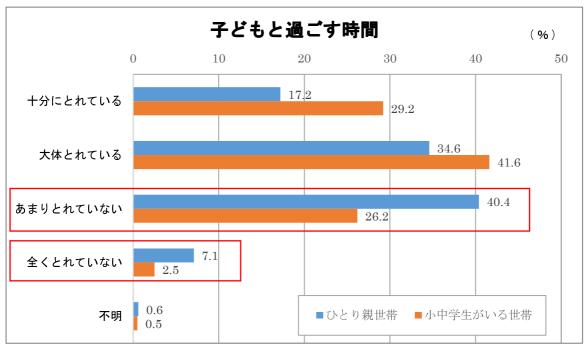
子どもについての悩みについて、母子世帯、父子世帯とも「学習・進学」(母子世帯59.5%、 父子世帯55.9%)が最も多く、次いで「しつけ」(母子世帯24.6%、父子世帯23.5%)となっています。【図14】



【図14】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)

(7)子どもと過ごす時間

子どもと過ごす時間について、小中学生がいる世帯全体では、「あまりとれていない」と「全くとれていない」の合計が28.7%ですが、ひとり親世帯では、47.5%で約半数を占めています。
【図15】



【図15】令和元年度奈良県子どもの生活に関する実態調査(県こども家庭課)

4 行政における包括的な支援体制に関する現状

子どもの貧困対策に関するアンケート調査結果(P15~P17に掲載)では、子どもの貧困対策に有効な支援として「生活の支援」が42.9%となっており、そのうち49.7%が包括的な支援体制の整備が必要と回答しています。

子どもの貧困対策を進めるためには、支援が必要な子育て家庭を早期に把握し、適切な支援機関と連携・協働して支援を行う必要があります。

妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、個別支援を必要とする家庭を早期に発見する役割を担う市町村子育で世代包括支援センターは、令和3年4月時点ですべての市町村に設置されています。また、ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援の中心的役割を担う市町村子ども家庭総合支援拠点は、令和3年8月時点で20市町村に設置されています。

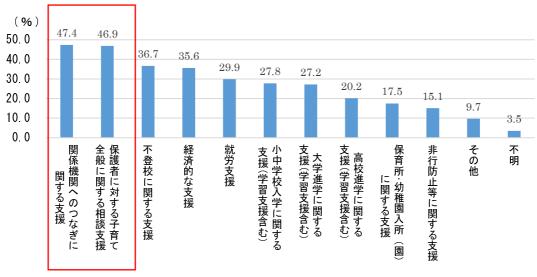
子どもが生まれ育つ地域によって子どもの将来に差が生じることがないよう、市町村において、子どもの貧困対策やひとり親家庭等の支援を関係部署が連携し総合的・計画的に推進することが必要ですが、令和3年6月時点での子どもの貧困対策計画の策定率は23.1%(9/39市町村)、令和2年度末時点でのひとり親家庭等自立促進計画の策定率は23.1%(3/13福祉事務所設置市村)の状況です。

◇◆子どもの貧困対策に関するアンケート調査及び担当者ヒアリング結果の概要◇◆

(1)こどもの貧困対策に関するアンケート調査結果の概要(教育・福祉関係者による回答)

① 現在実施している支援の内容

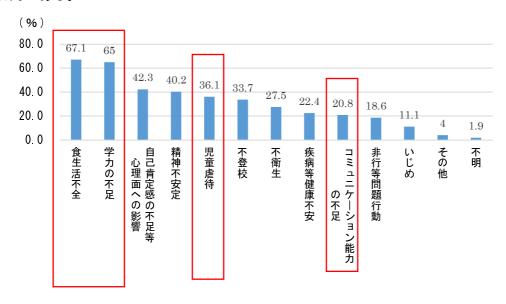
「関係機関へのつなぎに関する支援」「保護者に対する子育て全般に関する相談支援」が上位。



② 貧困状態にある子どもが抱える問題

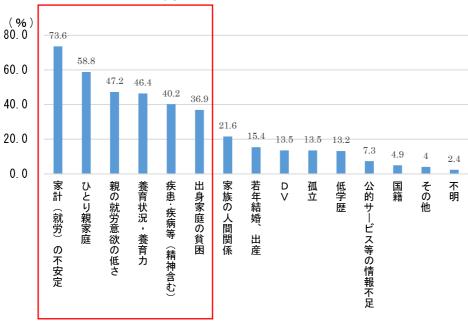
「食生活不全」「学力の不足」が多い。

また、近年は「非行等問題行動」等が減少し、「児童虐待」「コミュニケーション能力の不足」が増加傾向にある。



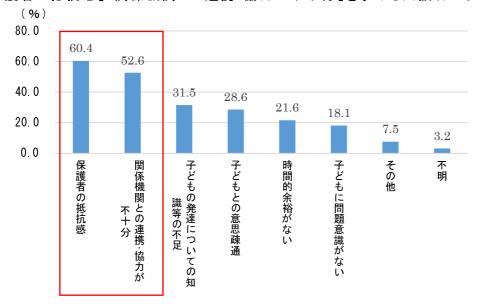
③ 貧困のリスク要因

「家計(就労)の不安定」「ひとり親家庭」「親の就労意欲の低さ」「養育状況・養育力」「疾患・疾病等(精神含む)」「出身家庭の貧困」の比率が高い。

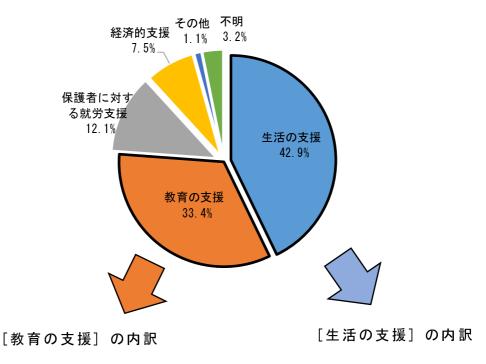


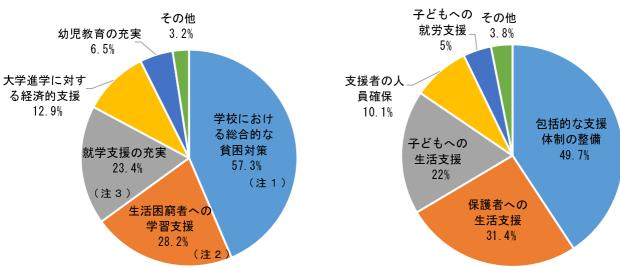
④ 支援が困難な理由

「保護者の抵抗感」「関係機関との連携・協力が不十分」を挙げる支援者が多い。



⑤ 有効と思われる支援の内容





- 注1)学校教育による学力保障、福祉機関との連携支援、高校生の中退防止等
- 注2)生活保護家庭やひとり親、児童養護施設等の子どもに対する学習支援
- 注3)義務教育の就学援助、高校生等就学給付金等

有効と思われる支援は「生活の支援」が42.9%、「教育の支援」が33.4%となっている。 「生活の支援」の中では「包括的な支援体制の整備」が、「教育の支援」の中では「学校における 総合的な貧困対策」が特に有効と考えられている。

(2)子どもの貧困対策にかかる関係機関ヒアリングにおける主な意見

下記は、統計等に基づく全体的な内容ではなく、子どもや子育て家庭を支援している機関の担当者が、日頃の業務を通じて把握している親子の状況や、子どもや親と接する中で感じていることの主な回答です。

① 経済的困難等を抱える子どもや家庭の状況

〇就業状況

- ▶ 親が無職か非正規雇用のため給与が少ない。また、ひとり親世帯では、収入を得るために親がダブルワークをこなさなければならない場合、子どもだけで深夜まで過ごさなくてはならない。
- → 子どもを抱えての生活で、仕事と子育ての両立が厳しくフルタイムで働けない。ダブルワークも 少なくない。

〇住居

- ▶ 実家に戻れない場合、民間賃貸住宅は高額、県営住宅も抽選式で確保は厳しい。
- 経済的理由から住環境が劣悪であり、児童への精神的な悪影響が心配される。

〇子どもの学力

▶ 経済的な問題よりも生活環境が子どもの学習意欲や習熟度に影響している。生活環境が落ち着いていないと学力低下につながりやすい。

〇養育費確保支援及び面会交流支援

▶ 離婚してひとり親になり収入が少ないにもかかわらず、元配偶者から養育費を貰えないケースがある。

② 貧困家庭の親やひとり親が自立するために必要なこと

- ▶ 子育でしながら、不安なく働ける環境を作っていくことが必要。
- 対 就 労し、日常生活に必要な安定した収入を得ること。
- ▶ 子どもの保育環境の整備。
- ▶ 地域における仲間づくり、サークル活動、ピアカウンセリングなど、広く相談できたり悩みを打ち明けたりできる場所と人材の提供。

③ 地域との連携の課題

- ▶ 困っている子どもや家庭が相談できる窓口の種類が多いと、親子ともに相談しやすく、支援につながる。
- → 行政が把握している支援者情報は個人情報が多く、地域の人が使えないため、地域(現場)が把握している見守り情報が有効なことが多い。気になる子どもがいるこども食堂等の地域の居場所を中心に地域の輪を広めていくとよい。

④ その他必要な支援

- ▶ 生活困窮の親やひとり親に限らず、子育で中の女性が働く場合、小1の壁がある。保育所と違い学童保育は預かり時間が短いため、就業時間の制約が大きい。子どもが小1から小4ぐらいの間を社会で子育でを支える仕組みがあるとよい。
- ▶ ひとり親に対して収入がアップできるような、仕事に役立つスキルアップ、資格の習得、生活 習慣の見直しなどのアドバイス。
- ▶ 養育費の確保。
- ▶ 住宅確保。
- → 行政からの声かけと孤立させないための地域の見守り活動。
- ▶ 相談窓口の充実及び広報。支援につながる必要な情報を与え続けることが重要。
- ひとり親同士の集まり、意見交換の場。
- ▶ 子どもがいつからでも参加できる、やり直せる場が必要。成長のステージに応じた様々な選択肢を準備し、支援を途切れさせない仕組みが必要。学習支援については、対象を厳格に定義づけするのではなく、「気になる子」というくくりでゆるく捉え、行政、学校、地域等で多様な角度で支援の輪を広げていくことが重要。

5 新型コロナウイルス感染症拡大によるひとり親家庭への影響

く調査内容>

・調 査 名:新型コロナウイルス感染症の影響による生活困難者の実態調査

· 実施時期:令和 2 年 1 1 月

・調査方法:記述式の調査票を送付し、郵送により回収(回収率 32.0%)

・調査対象: 県内在住の①生活福祉資金の借受者 2,400人、②児童扶養手当の受給者

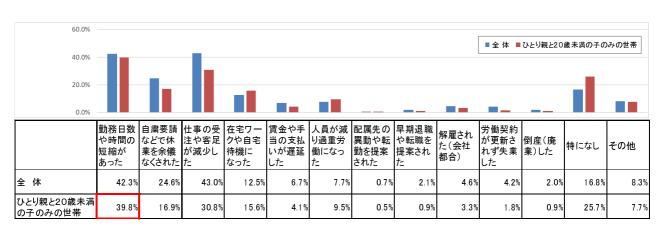
3,144 人、③住居確保給付金の受給者 156 人 計 5,700 人

(下記の数値は、調査対象①~③の回答のうち、ひとり親世帯が回答したもの)

(1) 就労状況及び世帯の手取収入の減少

①就労状況

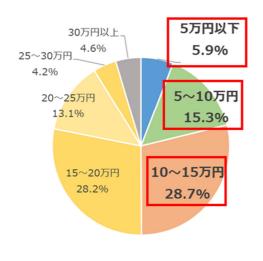
コロナ下におけるひとり親の就労状況の変化について、勤務日数や時間の短縮があった人の割合が39.8%と最も高くなっています。



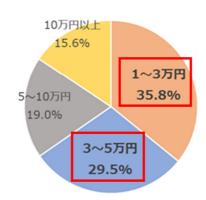
②手取収入の減少

コロナ下以前のひとり親の手取り月収は、約半数が15万円以下であり、コロナ下により65. 3%のひとり親の手取り月収が1万円~5万円減少しました。

①コロナ下以前の手取り月収



②コロナ下で減少した手取り月収



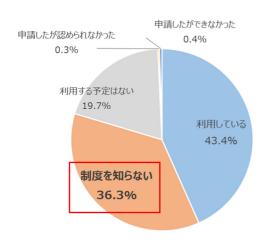
(2)新型コロナウイルス感染症対策にかかるサービスや支援制度を利用している人の情報入手状況

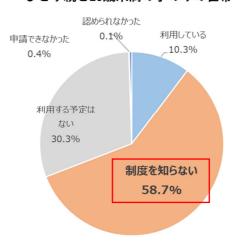
①制度の利用状況

新型コロナウイルス感染症対策に係るサービスや制度のうち、生活福祉資金(コロナ下での生活維持に必要な費用の貸付け)の利用状況について、全体では、制度を知らない人は36.3%、ひとり親家庭では58.7%となっています。

全 体

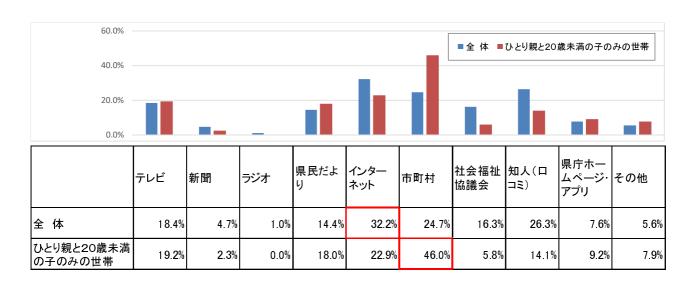
ひとり親と20歳未満の子のみの世帯





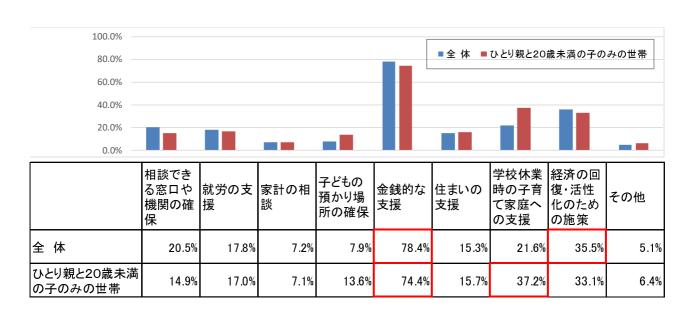
②情報入手経路

全体では、インターネットで知った人が32.2%で最も高く、ひとり親家庭では、市町村からの情報提供で知った人が46.0%で最も高くなっています。



(3)コロナ下が続く中、行政にどのような支援策を求めるか

最も高いのは金銭的な支援を求める割合で、全体では78.4%、ひとり親家庭では74.4%となっています。次いで高いのは、全体では、経済の回復・活性化のための施策で35.5%、ひとり親家庭では、学校休業時の子育て家庭への支援で37.2%となっています。



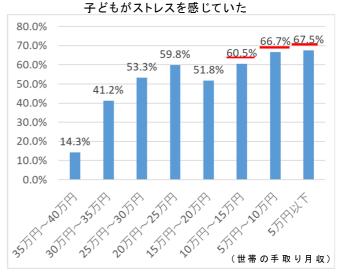
(4)子育てへの影響

コロナ下により、ひとり親の約60%が、子どもの学習意欲の維持に影響があると回答しており、 また、世帯の手取り月収が15万円以下の家庭において、60%以上が、子どもを外で遊ばせたり外 出先に連れて行けず、子どもがストレスを感じていたと回答しています。

60%
50%
40%
30%
10%
0%
10%
10%
■ ふたり親
■ ひとり親

こどもの学習環境で困ったこと

子どもを外で遊ばせたり外出先に連れて行けず、



また、自由意見として

- ・相談できる親や、親戚がおらず孤独である
- ・子育てと親の介護が重なり苦しい
- 子育てで自分の時間がとれず、ストレスが溜まる

といった意見があり、負担を軽減できる機会や場が少ないこと、身近に頼れる人がいないことなど、コロナ下においてひとり親の育児不安が大きくなっています。

(5)実態調査で把握したもの以外のコロナ下での子育て家庭への影響

コロナ下により乳児及び幼児の健康診査未受診児の現認率が、令和2年度は前年度に比べ それぞれ7.2ポイント、12ポイント低下しています。

また、令和3年6月に県教育委員会が実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」結果では、 家事や家族の世話等を週3日以上行っている生徒が中学3年生で9.7%(883人)、高校生で 9.0%(1,384人)いました。

■調査結果等に基づく課題のまとめ

- 1 子育て負担の増加や収入の減少などに対応する支援制度をひとり親家庭に十分に 周知し、利用していただけるよう、サポート体制を強化することが必要
- 2 学習意欲の低下やストレスを抱えている子どもが増えているため、身近な地域で子どもを支援する活動の拡充が必要
- 3 ヤングケアラーや子どもの貧困問題等は家庭の外からは見えにくいため、地域 の様々な主体が連携するネットワーク型支援の強化が必要

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- (1) 経済的困難等を抱える親(ひとり親等)が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮することができる社会を目指す。
- (2) 経済的困難等を抱える子育て家庭(ひとり親家庭等)の子どもが、安心感と希望を抱きながらはぐくまれ、夢への挑戦の機会を保障する社会を目指す。

2 基本目標

経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭(ひとり親家庭等)が、自立・安定した生活の中で地域で孤立することなく、子どもの「伸びていく力」をはぐくむことができるよう支援する。

3 基本方向

(1) ひとり親・生活困窮家庭等の親への就労・生活自立支援

ひとり親世帯の年収は、半数近くが200万円未満といった依然として厳しい状況であり、 経済的な安定の確保のための就労支援や養育費確保の支援が必要です。

また、母子世帯の約半数が子どもと過ごす時間が十分にとれていない状況から、ひとり 親等が時間的余裕を持てるための子育で・生活の支援が必要です。

【基本方向 1】

経済的困難等厳しい状況におかれているひとり親家庭・生活困窮家庭などに対し、子育で・生活支援や就労支援等により、自立・安定した生活の中での活躍を促進します。

(2) 子どもの生活と学びの支援

世帯年収が高い世帯ほど、子どもが自分に「自信がある」、「将来の夢や目標を持っている」の割合が高いことから、多様な体験の機会の提供など子どもの気持ちに寄り添い、自己肯定感や意欲を培う支援が必要です。

また、生活保護世帯の子どもの大学進学率は全体の約4割に留まっている状況から、地域における学習の場の確保など学びの支援が必要です。

【基本方向 2】

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力・可能性を最大限に伸ばし、自分の夢に挑戦できるよう、子どもへの教育の支援を充実します。

(3) 多様な人が子どもをはぐくむ地域づくり

父子家庭では、子育てに関する悩みを「誰にも相談しない」または「適当な相談相手がいない」親が約2割で、約5人に1人となっており、ひとり親が孤立することのないよう、地域の人が関わる機会を拡充することが必要です。

また、ひとり親世帯の方が、それ以外の世帯の子どもと比べて友達と交流(放課後友達の家にいる割合)する割合が低い傾向にあることから、家庭外で地域の子どもや多世代の多様な人と関わる機会を拡充することが必要です。

【基本方向 3】

地域の多世代の多様な人が子どもと接することで、子どもたちが困難な状況に陥らないよう個々に必要な支援に気づき、子どもの年齢等に応じて意見を尊重しながら、関係者とともに親子を孤立させず子どもをはぐくむ地域づくりを推進します。

(4) 福祉・教育等施策横断による親子支援体制づくり

市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定が十分に進んでおらず、地域でひとり親家庭等を支援する体制の基盤が弱い状況です。子どもや家庭について様々な情報を保有する市町村が、ひとり親家庭等の包括的支援機能を担うことが必要です。

また、困っていても相談できない、または関係機関同士のネットワークが十分に機能していない現状のため、子育て期の最初に関わる保健センターや保育所などの子育て支援機関がリスクを見逃さず、支援が必要な家庭を支援機関につなぐことが必要です。

【基本方向 4】

市町村計画の策定を支援するとともに、就労、住まい、教育など、ひとり親家庭等の複合的なニーズにワンストップで対応し、個々の必要な支援につなげる体制づくりを促進します。

第4章 施策の体系と評価指標

| | | 新茶香研 | | 調作前補 | 田沿衛 | 四種 |
|---|--------------------|--|--|---|------------------------|-------------------|
| | | | 身近な場所での子育ての学びの推進 | ひとり親等の生活・子育で援助サービス利用化数 | 92件(R2) | 160件 |
| - | 田上,乙女人一 | (1) 暮らしの安定のための子育て・ 生活支援 | ② ひとり親等に対する子生の条件を対している。 ③ ひとり親等に対する子生の糸件及び生活者を考り貸付 ④ 県営住宅のひとり親世帯等(福祉世帯向け)の優先入居支援 ⑤ ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援 | ひとり親が子どもと過ごす時間が 「十分にとれている」「大体とれている」割合 | 51.8%(R元) | 60%(R7) |
| " + - • | 当での女振社会の相 | | ⑤ひとり親等相談機能の充実② 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実 | 居住支援法人の指定法人数 | 6法人(R2) | イ挺91 |
| し、子育で・生活支援や就 労支援等により、自立・安 定した生活の中での活躍を 応きる環境づくり 仮進 | 方を発揮している。 | (2) 経済的自立のための就労支援 | ① ひとり類等の献労相談、自立支援プログラム策定、就業支援講習 ② ひとり親の資格取得に際する費用の給付 ③ ひとり親に対する技能習得のための資金等の貸付 ④ 生活困窮者の社会的経済的な自立に向けた支援 ⑤ ひとり親等の雇用促進のための関係機関との連携による調査・研究 | ひどり親世帯(母子家庭)の保護者の就業率 | 91.4%(尺元) | 95%(R7) |
| | | (3) 養育費確保と面会交流の支援 | ① 養育費確保と宣会交流の取り決めにかかる法律相談 専門員相談 ② 親が離婚前から子どもの養育や生活等について考える機会の提供 | 母子世帯の母の養育費の取り決め率 | 44.1%(R元) | 60%(R7) |
| | | (4) 多様な主体による子どもの学び の機会の提供 | ① 生活·学習習慣の定着及び学力向上の支援 | ・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 ・ひとり親世帯の子どもの高等学校等進学率 | 95.5%(R2) 100%(R元) | 99% 100%(R7) |
| の一般は一般の一般に | | | | 朝食を毎日食べる子どもの割合 | 92.2%(R元) | 100%(R7) |
| 2 % www.michaby | 「伸びていくむ | (5)子どもの悩みに気づき受け止め る心のケアの充実 | ① スケールカウンセラーの配置やスケールソーシャルワーカーの活用による教育相談・教育支援体制の元実 ② 中・高校生が気軽に相談できる相談窓口の設置 ③ 子どもの状況を把握・共有するため、学校と放課後児童クラブの連携を促進 ④ マンゲアラーへの相談・支援 | ・スクールカウンセナーの記憶率・スクールゾーシャルワーガーの派遣率 | 50.1%(R3) 47.8%(R2) | 対前年度以上 (毎年度増) |
| | | (6) 高等教育の希望をかなえるため の支援 | ① 高等学校での就学の安定化のための教育費負担の軽減 ② 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付 ③ 中途退学者等への支援 | ・生活保護世帯の子どもの大学等達学率(専修学 校等な合む) ・ひとり親世帯の子どもの大学等進学率 (専修学校等を含む) | 35.8%(R2) 58.5%(R元) | 42% 60%(R7) |
| 3 地域の多世代の多様な 人が子ども接することで、 子どもとおりの離れ状況に | | (7) 身近な親子を日常的にあたたか く見守る気運の醸成と人づくり | ① 地域全体で親子を支える気運を観成する県民運動の展開 ② 行政やNPO等民間団体による子育て支援に参画する地域人材の育成 | なら子育て応援団登録店舗数 | 1.720店舗 (R2) | 1.800店舗 (R6) |
| MSないよう個々に必要な 支援に気づき、子ともの年 齢等に応じて意見を尊重し ながら、関係者とともに親子 を孤立させず子ともとはぐく む地域づくりを推進 | 『子を支え ぐり | (8) 地域における多様な子どものはぐくみ活動の促進 | ① こども食堂の昔及と多機能化の推進 ② こども食堂を中心とする地域の様々な主体による子ども支援ネットワークの普及 ③ 子とい字型支援活動の促進 ④ 地域による体験学習及び交流の場の提供 ⑤ ひとり獺家庭を住民ポランティア等が家族のように支える活動の普及 ⑥ 地域における日常的な親子への心づかい活動の普及 | 小学校区におけるこども食堂設置率 ・市町村における子ども支援ネットワーケ 構築数 (※10とり親世帯を支えるために構築する市町村、社会福祉協議会、学校、自治会、こども食堂等に よる地域ネットワーグ) | 31.9%(R3.10) _ | 100%(R7) 15市町村 |
| | | (9) 市町村における計画的な施策 推進の支援 | ① 市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立仮進計画」の策定等の支援 | ・子どもの貧困対策に関する計画策定数 ・ひとり親家庭等自立促進計画策定数 | 9市町村(R3.6) 3市(R2) | 26市町村 13市村 |
| 4 市町村計画の第定を支 援するともに、就労、住ま い、教育など、ひとり親家庭 等のを向称ニースにワン IV 行政における総合 | 7.3%心 | (10) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり | ① すべての子育て家庭を支える「市町村子とも家庭総合支援拠点」の設置促進と機能強化 ② 支援の必要な子育て家庭を通りない問わっていくため「精熱基の整備 ③ 支援が必要な子育で家庭を適切なサービスに結びつけるための福祉・教育連携の強化 ④ 親子の国いことを把握し支援機関につなや保育所や放課後児童ウラブ等の対応力向上 | 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置率 | 51.3%(R3.8) | 100%(R4) |
| ను :- | 権のうぐり | (11) あらゆる困りごとを把握し、 適切な支援につなげる仕組み の推進 | ①「Oとり親コンシェルシェルドン1制度の創設 1)困りごとを把握し、支援情報を届ける「アウドリーチ機能」の拡充 2)就職に向けたよりきめ細かな状況把握 3)相談支援の質向上に向けた取組強化 | 就業支援ベンク登録者数 | 315人(R2) | 400人 |
| | | (12) 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制づくり | 関係 (1) 母子家庭等当事者団体と行政との協働の推進 (2) 市町村要保護児童対策地域協議会による取組強化を支援 | | | |

※目標値は、原則として、令和8年度までに達成することを目標としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた指標は括弧書きの目標年度とします。

第5章 施策の柱と推進施策

第2章の「経済的困難等を抱える子どもの現状」と第3章の「計画の基本的な考え方」を踏まえ、「親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり」、「子どもの「伸びていく力」をはぐくむ」、「地域で親子を支える仕組みづくり」、「行政における総合的な支援体制づくり」の4つを柱とし、施策を推進します。

施策の柱1 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり

推進施策

(1) 暮らしの安定のための子育で・生活支援

①身近な場所での子育ての学びの推進[県・市町村・民間]

児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、令和2年4月から、親権者が児童のしつけ に際して体罰を加えてはならないことが法定化されました。

奈良県こども・子育で応援県民会議等を活用し、体罰は許されないという考え方を広め、地域全体で体罰によらない「ゆったり子育で」を応援する気運を醸成します。また、市町村等が実施する子育で中の親を対象とした講座や相談を充実していくため、研修等の開催により支援します。

②ひとり親等の生活・子育て援助サービスの充実[県・市]

一人で仕事と家事・育児等をこなしているひとり親等が、急な疾病や出産、看護、出張、技能習得のための通学、就職活動等で、一時的に生活援助や子どもの保育を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、支援を行います。

③ひとり親等に対する手当の給付及び生活資金等の貸付[県・市等]

ひとり親家庭に対する経済的支援として、所得に応じ、児童扶養手当を給付します。

また、ひとり親等が失業中またはひとり親になって間もない場合等に生活費を確保できるよう、必要な資金を低金利または無利子で貸し付けます。

また、自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を満たせば償還が免除される、家賃の支払いを支援する貸付けを実施します。

④県営住宅のひとり親世帯等(福祉世帯向け)の優先入居支援[県]

ひとり親家庭等の生活の基盤となる住宅の確保を支援するため、「福祉世帯向け住宅」として、一般募集枠とは別の募集枠を設けて、優先的に県営住宅の入居募集を実施します。

また、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、県、市町村の住宅部局、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、募集案内の通知も行います。

⑤ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援〔県・市町村・民間〕

ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居 や入居後の生活の安定を図るため、住まい探しや見守り、生活相談などを行う居住支援法人 の指定を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(注1)の登録と当 該物件の情報提供を推進します。

また、県居住支援協議会等を活用し、多様な主体による支援の体制づくりを推進します。

(注1)新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅 確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県に登録された住宅。

⑥ひとり親等相談機能の充実[県・市町村]

支援が必要な人を個々に必要な支援につなげるため、子育で・生活支援に関する各種制度の周知を図るとともに、相談しやすいよう、SNSの活用を促進します。また、奈良県スマイルセンター(注2)の職員及び母子・父子自立支援員(注3)の相談対応力向上を図るための研修を実施します。

(注2) 奈良県スマイルセンター: ひとり親等の就業による自立を支援するため、奈良県と奈良市が共同で運営している窓口。正規雇用による就業を促進し、母子家庭の母等が子育てをしながら収入面、雇用面でより安定した仕事に就けるよう、ハローワークと連携して自立支援を進めている。

(注3)母子·父子自立支援員:ひとり親等に対し自立に必要な情報提供や相談指導等を行うために福祉事務所に設置している職員。

⑦妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実[県・市町村等]

妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援の充実を図るため、助産師や市町村職員等を対象に、「子育で応援家庭訪問プログラム」を活用した研修を行い、アウトリーチによる効果的な子育で支援を行うことのできる家庭訪問員を養成します。

また、一時預かりや放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点(注4)等地域における様々な子育て支援の取組みの拡充に努めます。

(注4)地域子育て支援拠点:市町村が、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で設置している、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する拠点。

(2) 就労による経済的自立支援

①ひとり親等の就労相談、自立支援プログラム策定、就業支援講習〔県・市〕

ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、奈良県スマイルセンターにおいて、ハローワークと連携した就業相談、自立支援プログラム策定(注5)、就業支援講習等を実施します。また、離婚前からの養育費や面会交流の相談等に取り組むなど、ひとり親の相談・支援のワンストップ拠点としての機能の充実を図ります。

(注5)自立支援プログラム策定:児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組み等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々のニーズに応じた子育で・生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定。

②ひとり親の資格取得に際する費用の給付〔県・市〕

ひとり親家庭の親の就労による自立を支援するため、能力開発のための教育訓練講座受講時に自立支援教育訓練給付金を支給するとともに、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、受講期間の一定期間について生活費として高等職業訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します。

③ひとり親等に対する技能習得のための資金等の貸付[県・市]

ひとり親等が、自ら事業を開始し、または会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金を低金利または無利子で貸し付けます。

④生活困窮者の社会的経済的な自立に向けた支援[県]

生活困窮者の社会的経済的な自立と生活向上を図るため、「奈良県中和·吉野生活自立サポートセンター(注6)」に専門スタッフを配置し、生活困窮者が抱える複合的な課題を包括的な相談で把握し、日常生活及び社会参加や就労に向けた支援を実施します。

また、就労意欲はあるが、長期間の不就労やひきこもり等で就労経験に乏しい方や、生活リズムが崩れている、他者とのコミュニケーションがとれないなどの理由により直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援事業を実施します。

(注6)奈良県中和·吉野生活自立サポートセンター:生活困窮者等に対する自立相談支援、就労準備支援を実施する団体。

⑤ひとり親等の雇用促進のための関係機関との連携による調査・研究[国・県・民間]

県内就労支援機関・事業所等との連携により、公的機関における母子家庭の母等の優先雇用や、賃金引き上げ等に取り組む事業所を評価し、支援する仕組み等についての調査・研究を実施します。

(3) 養育費確保と面会交流の支援

①養育費確保と面会交流の取り決めにかかる法律相談・専門員相談[県・市]

奈良県スマイルセンターにおいて、養育費の取り決めや確保、面会交流等を支援するため、 弁護士や専門の相談員による無料相談を実施します。

また、取り決められた養育費の回収についても相談に応じるとともに、効果的な回収方策や面会交流の実現に向けて、関係機関と連携した具体的支援策の検討を進めます。

②親が離婚前から子どもの養育や生活等について考える機会の提供[県・市]

離婚前の手続や離婚後の生活で困らないよう、離婚を考えている父母等を対象に、離婚後における子どもとの関わり方や、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法等について考える機会を提供します。

また、離婚後の面会交流の実施等について、子どもの気持ちに寄り添った支援ができるよう相 談員のスキルアップに努めます。

〈施策の評価指標〉

| 指標 | 現状 | 目標値 | 調査等 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 10.10 | 90 10 | (R8 年度) | |
| | | (水) 牛皮/ | |
| ひとり親等の生活・子育て援助サービス利用 | 92 件 | 160 件 | こども家庭課調べ |
| 件数 | (R2 年度) | | |
| ひとり親が子どもと過ごす時間が「十分にとれ | 51.8% | 60% | 県子どもの生活に |
| ている」「大体とれている」割合 | (R 元年度) | (R7 年度) | 関する実態調査 |
| 住宅セーフティネットに係る居住支援法人の | 6 法人 | 16 法人 | 住まいまちづくり課 |
| 指定法人数 | (R2 年度) | | 調べ |
| ひとり親世帯(母子家庭)の保護者の就業率 | 91.4% | 95% | 県子どもの生活に |
| | (R 元年度) | (R7 年度) | 関する実態調査 |
| 母子世帯の母の養育費の取り決め率 | 44.1% | 60% | 県子どもの生活に |
| | (R 元年度) | (R7 年度) | 関する実態調査 |

[※]目標値は、原則として、令和8年度までに達成することを目標としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた 指標は括弧書きの目標年度とします。

施策の柱2 子どもの「伸びていく力」をはぐくむ

推進施策

- (1) 多様な主体による子どもの学びの機会の提供
 - ①生活・学習習慣の定着及び学力向上の支援〔県・市町村〕

子どもたちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するため、 地域学校協働活動として、学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援、特別活動支援などを推進します。

また、放課後等において、地域と学校が連携・協働して、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動を推進します。

ひとり親家庭の小学生、中学生、高校生を対象に、教員OBや学習ボランティアによる授業の復習や宿題等のサポート、進路指導などの学習支援と悩みごとの相談などの心のケアを実施します。本の読み聞かせなど、本にふれあう機会の提供等による心のケアや子どもの学習意欲の向上を図ります。

生活保護世帯等の子どもの高等学校進学率の向上のため、生活保護世帯の中学生等を対象とした学習ボランティアによる学習支援を実施します。

また、生活困窮世帯等の子どもを対象に学習ボランティアによる学習支援や生活習慣の習得、地域との交流を通じた居場所づくりを推進します。さらに、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施することにより、貧困の連鎖の防止に努めます。

(2) 子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実

①スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談·教育支援 体制の充実[県·市]

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを小学・中学・高等学校等に配置し、いじめ、不登校等の背景にある悩みを受けとめるとともに、教員へのコンサルテーション(注7)の実施により、問題の未然防止や早期発見・対応に繋げます。

また、児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応する学校を支援するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーを学校及び市町村教育委員会等に派遣します。スクールソーシャルワーカーは、表面化しづらい課題を子どもにとって最も身近な学校で発見するシステムを校内で構築できるよう助言するとともに、学校が関係機関等と連携して、課題の早期発見から解決まで、子どもの主体性を尊重しながら、組織として子どもに寄り添えるよう支援します。

(注 7) コンサルテーション: 困難な問題に直面している相談者に、その問題や課題を評価・整理し、解決に向けて相談者の力量を引き出すための支援を行う相談。

②中・高校生が気軽に相談できる相談窓口の設置[県]

中・高校生対象のメール相談窓口を開設し、公認心理師等の資格をもつ相談員が、寄せら

れた相談に対応します。あわせて、LINEを活用して即時的な対応ができる、中・高校生対象のSNS相談窓口を長期休業(夏期・冬期)明けに開設します。相談期間以外は、公認心理師からの心理教育情報を発信し、相談者の心理支援を実施します。

また、電話相談窓口「あすなろダイヤル」において、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活における悩み相談に対応します。「あすなろダイヤル」の相談時間帯(平日の9時から17時)以外は、「奈良いのちの電話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応します。

③子どもの状況を把握・共有するため、学校と放課後児童クラブの連携を促進[県]

養護教諭や教育相談担当の教諭と放課後児童クラブ指導員等が子どもの悩みを受け止め、連携しながら必要な支援につなぐことができるよう、合同研修等を実施し、カウンセリングマインドの醸成を図るよう努めます。

また、保護者の養育等に支援が必要と思われる場合には、学校と放課後児童クラブが関係機関と連携し、適切な対応を行う体制づくりを支援します。

④ヤングケアラーへの相談・支援[県]

厚生労働省が実施した「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」における実態調査の結果、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会でヤングケアラー(注8)の概念を認識している割合は3割弱に留まっており、ヤングケアラーの概念を認識している場合であっても、当該子どもの生活実態を把握しているのは半数程度という状況でした。

令和3年6月に県教育委員会が実施した調査では、ヤングケアラーを「知らない」と回答した生徒は公立中学校3年生で約8割、高校生で7割を超えています。これらの調査結果から、社会的認知度の向上とともに、児童福祉・教育・介護・医療等の分野が連携し、ヤングケアラーを必要な支援につなぐことが必要です。

令和3年6月に県が設置した「ヤングケアラー支援に向けた連携会議」において、各分野での課題や情報の共有、関係機関間の連携強化を図るための取組みを進めており、引き続き「ヤングケアラー支援に関する取組方針」に基づき、ヤングケアラーの早期発見・把握や相談・支援体制の充実等に取り組んでいきます。

(注8)ヤングケアラー: 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や世話(年下のきょうだいの世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子ども。

(3) 高等教育の希望をかなえるための支援

①高等学校での就学の安定化のための教育費負担の軽減[県]

高等教育を目指す生徒を含むすべての高校生の就学が安定したものとなるよう、高等学校における教育にかかる経済的負担を軽減するため、授業料に充当するための就学支援金を支給します。

私立高等学校及び中等教育学校後期課程に在学する生徒の世帯の負担軽減のため、授業料等軽減補助金を支給します。

修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学する意欲がありながら経済的な理由によ

り、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を貸与します。

また、県内すべての公立小中学生に配備される情報端末等、家庭での学習環境に経済的要因による格差が生じることのないよう努めます。

②児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付[県]

児童養護施設等の入所児童は原則18歳で措置解除となり、施設や里親等のもとから巣立ちますが、就職や進学後に親からの支援を受けることのできない場合が多く、離職や中途退学をすることもあります。このため、安定した生活や就学を続けることができるよう、家賃や生活費、資格取得費用の貸付けを行います。さらに、民間団体が行なう給付型奨学金制度が活用されるよう制度を周知するとともに、民間団体と連携した退所者等に対する自立支援の取組みを検討します。

③中途退学者等への支援[県]

高等学校を中途退学した者に対する教育と福祉が連携した地域での支援について、市町村との具体的連携方策について検討します。

高等学校を中途退学した者が、再び学び直す場合に、経済的理由から断念することがないよう、就学支援金の支給、奨学のための給付金の支給、貸付けを行います。

高等学校を中退した者の基礎学力の習得等のため、学習支援を実施します。

また、ひきこもり状態にある若者が、ひきこもりから脱却し、社会参加、就労などにつなげることができるよう、相談窓口の運営や訪問支援など、市町村や関係機関と連携して本人や家族への支援に取り組みます。

また、社会参加できる自信を徐々に取り戻せるよう、安心して穏やかに過ごしたり、人とのつながりを築いたりできる家庭や学校以外の第三の居場所づくりに取り組みます。

〈施策の評価指標〉

| 指標 | 現 状 | 目標値 | 調査等 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|----------|
| | | (R8 年度) | |
| 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 | 95.5% | 99% | 厚生労働省社会 |
| | (R2 年度) | | 援護局保護課調べ |
| ひとり親世帯の子どもの高等学校等進学率 | 100% | 100% | 県子どもの生活に |
| | (R 元年度) | (R7 年度) | 関する実態調査 |
| 朝食を毎日食べる子どもの割合 | 92.2% | 100% | 県子どもの生活に |
| | (R 元年度) | (R7 年度) | 関する実態調査 |
| スクールカウンセラーの配置率 | 50.1% | 対前年度以上 | 教育研究所調べ |
| (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校) | (R3 年度) | (毎年度増) | |
| スクールソーシャルワーカーの派 遣 率 | 47.8% | 対前年度以上 | 教育研究所調べ |
| (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校) | (R2 年度) | (毎年度増) | |
| 生活保護世帯の子どもの大学等進学率 | 35.8% | 42% | 厚生労働省社会・ |
| (専修学校等を含む) | (R2 年度) | | 援護局保護課調べ |
| ひとり親世帯の子どもの大学等進学率 | 58.5% | 60% | 県子どもの生活に |
| (専修学校等を含む) | (R 元年度) | (R7 年度) | 関する実態調査 |

※目標値は、原則として、令和8年度までに達成することを目標としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた 指標は括弧書きの目標年度とします。

施策の柱3 地域で親子を支える仕組みづくり

推進施策

(1) 身近な親子を日常的にあたたかく見守る気運の醸成と人づくり

①地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開[県・市町村・民間]

地域全体で子育て家庭を応援するため、「奈良県こども・子育て応援県民会議」の団体・有識者等との協働により、妊婦及び 18 歳未満の子どもがいる家庭に協賛店舗が料金割引などのサービスを提供する「なら子育て応援団」の取組みを実施します。メールマガジン等を通じて県内の親子イベント情報や応援団員の取組みなどを広く広報することで、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開します。

また、体罰は許されないという考え方を広め、地域全体で体罰によらない「ゆったり子育て」 を応援する気運醸成を図ります。

②行政やNPO等民間団体による子育て支援に参画する地域人材の育成〔県・市町村〕

地域において子育ての担い手となる子育て支援員の養成や、民生児童委員等に対するスキルアップ研修を実施することにより、ファミリー・サポート・センター(注8)事業における子どもの預かりや子どもの見守り等を担う地域の人材を育成します。

(注8)ファミリー・サポート・センター: 市町村が運営し、子育てを助けてほしい人、子育てを助けたい人の 双方を会員として、子育ての相互援助活動を行うしくみ。

(2) 地域における多様な子どものはぐくみ活動の促進

①こども食堂の普及と多機能化の推進〔県・市町村・民間〕

こども食堂の普及と相談等の多機能化を推進するため、県こども食堂コーディネーターが、 立ち上げに向けたノウハウ等を提供するとともに、こども食堂の実践交流、企業等による応援・協力の拡大を支援し、安定的な運営と活動基盤の強化につなげます。

また、衛生面で安心・安全なこども食堂の運営を促進します。

②こども食堂を中心とする地域の様々な主体による子ども支援ネットワークの普及〔県・市町村・ 民間〕

地域が生活困窮世帯やひとり親世帯を支える「子どもへのやさしさあふれる地域づくり」を推進するため、地域住民による親子との交流活動等を展開する「こども食堂」を普及するとともに、NPOや企業・店舗等地域の様々な主体がつながり、多様な人が子どもや親に関わる新たな仕組みづくりを県と市町村との協働により推進します。

③子どもの学習支援活動の促進[県・市町村・民間]

ひとり親家庭または生活困窮世帯等の小学生、中学生、高校生を対象とした子どもの学習支援教室等の設置を進め、地域の実情に応じた、創意工夫による学習支援活動を促進します。

④地域による体験学習及び交流の場の提供[県・市町村・民間]

地域と学校が連携・協働し、放課後等の安全・安心な居場所の確保を図るとともに、学習活動や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するため、放課後等支援活動を実施し、活動を通して地域教育力の向上を図る仕組みを構築します。

⑤ひとり親家庭を住民ボランティア等が家族のように支える活動の普及[県・市町村・民間]

地域で子育て家庭を支えたい人が、身近に頼れる人がいないひとり親家庭の親子を家族のように支えるボランティア里親活動を普及します。

また、市町村が里親等に子どもの預かりを委託する「子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)」について、ひとり親家庭等の優先利用を促進します。

⑥地域における日常的な親子への心づかい活動の普及[県・市町村・民間]

地域の人が困難を抱える子育て家庭のために食品や日用品を提供し、困っている家庭が気兼ねなく必要な時に受け取ることができる仕組み(「フードドライブ(食品等の無償配布)」や、いわゆる「コミュニティフリッジ(地域の冷蔵庫)」等)を普及します。

〈施策の評価指標〉

| 指標 | 現状 | 目標値 | 調査等 |
|-----------------------|----------------------------|-----------------|----------|
| | | (R8 年度) | |
| なら子育で応援団登録店舗数 | 1,720 店舗 | 1,800 店舗 | 女性活躍推進課 |
| | (R2 年度) | (R6 年度) | 調べ |
| 小学校区におけるこども食堂設置率 | 31.9% | 100% | こども家庭課調べ |
| | (R3 年 10 月) | (R7 年度) | |
| 市町村における子ども支援ネットワーク構築数 | _ | 15 市町村 | こども家庭課調べ |
| | | | |

※目標値は、原則として、令和8年度までに達成することを目標としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた 指標は括弧書きの目標年度とします。

施策の柱4 行政における総合的な支援体制づくり

推進施策

- (1) 市町村における計画的な施策推進の支援
- ①市町村の「子どもの貧困対策に関する計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定等の 支援[県]

市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定を支援するため、計画策定に関する情報提供や事前調査のための支援を行います。

- (2) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり
- ①すべての子育て家庭を支える「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進と機能強化 [県・市町村]

子育て家庭と妊産婦等を支援するため、こども家庭相談センターや子育て世代包括支援センター等の関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを担う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の令和4年度までの全市町村への設置を促進します。また、拠点を設置済みの市町村担当者向け研修の充実や個別助言を行う等により、機能強化を支援します。

②支援の必要な子育て家庭に寄り添い関わっていくための情報基盤の整備[県・市町村]

支援が必要な子どもと家庭に関する情報共有システムを整備し、児童相談所と市町村間における情報共有や転居ケース等における切れ目のない対応を迅速かつ的確に行います。

③支援が必要な子育で家庭を適切なサービスに結びつけるための福祉·教育連携の強化 〔県·市町村·民間〕

子育て家庭への支援にあたり、福祉と教育のそれぞれの現場同士の連携により、適切なサービスに結びつけることができるよう、県が市町村に定期的に助言を行い、市町村と市町村教育委員会合同での研修の実施や、先進事例の情報収集・提供等により、福祉・教育連携の強化を図ります。

④親子の困りごとを把握し支援機関につなぐ保育所や放課後児童クラブ等の対応力向上 〔県・市町村・民間〕

保育所や放課後児童クラブ等で日常的に子どもや保護者と接する保育士や放課後児童支援員等が、子どもの様子や保護者が抱える不安・悩みごと等を把握し、専門性を活かして適切に対応するとともに、必要な支援につなぐことができるよう、保護者に対する相談支援のあり方等をテーマとした研修等を実施し、親子の困りごとへの対応力の向上を図ります。

- (3) あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進
- ①「ひとり親コンシェルジュ」制度の創設[県]

ひとり親家庭等に支援を確実に届けるためのサポート体制を強化するため、「ひとり親コンシェ

ルジュ」制度を創設します。

県母子家庭等就業・自立支援センター(県スマイルセンター)に「ひとり親コンシェルジュ」を配置し、ひとり親等の希望に応じて、個別訪問するなど「アウトリーチ機能」を拡充します。

また、就職に向けたよりきめ細かな状況把握をするため、就業支援バンク登録者の就職活動の状況を半年に1回以上把握し、支援の要否を確認するための丁寧なアフターフォローを実施します。

また、相談支援の質向上に向けた取組みを強化するため、相談支援員の定期的な連絡会議の開催や、相談支援員のスキルアップのための合同研修会を実施します。

(4) 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制づくり

①母子家庭等当事者団体と行政との協働の推進[県・民間]

家庭に最も身近な地域において、ひとり親家庭が孤立することなく安心して子育てできるよう、県内の母子寡婦福祉団体と連携し、地域での仲間づくりのための交流活動や、ひとり親家庭の子どもの学習支援、困りごと悩みごとの解決のための相談支援などの取組みを推進します。

②市町村要保護児童対策地域協議会による取組強化を支援[県・市町村・民間]

県内全市町村に設置されている市町村要保護児童対策地域協議会(市町村要対協)は、 学校や警察、民生児童委員など多様な関係機関で構成されており、要保護児童や要支援児 童がいる家庭の状況を把握し、必要な支援を行っています。

近年、社会問題となっている家庭の外からは見えにくいヤングケアラーや子どもの貧困問題等を発見し、子ども及び家族を適切な支援につなげるためには、地域の身近な相談・支援窓口である市町村要対協の構成機関の緊密な連携が重要です。このため、ヤングケアラー等の事例を基に、市町村要対協の各構成機関の役割や連携した支援のあり方を学ぶ合同研修等を実施するなど、地域におけるネットワーク型の支援の取組みを強化します。

〈施策の評価指標〉

| 指標 | 現状 | 目標値 | 調査等 |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| | | (R8 年度) | |
| 子どもの貧困対策に関する計画策定数 | 9 市町村 | 26 市町村 | こども家庭課調べ |
| | (R3 年 6 月) | | |
| ひとり親家庭等の自立促進計画策定数 | 3 市 | 13 市村 | こども家庭課調べ |
| | (R2 年度) | | |
| 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置率 | 51.3% | 100% | 女性活躍推進課調べ |
| | (R3 年 8 月) | (R4 年度) | |
| 就業支援バンク登録者数 | 315 人 | 400 人 | こども家庭課調べ |
| | (R2 年度) | | |

※目標値は、原則として、令和8年度までに達成することを目標としますが、他計画との整合や調査年度等を踏まえた 指標は括弧書きの目標年度とします。

第6章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なり合って生じていることから、その対策を総合的に推進するため、福祉、教育、保健、青少年、雇用、住まいの分野の関係課からなる「奈良県子どもの貧困対策ワーキンググループ」において情報共有・連携しながら、効果的な施策を推進します。

また、有識者、児童福祉関係団体、小中学校代表者等で構成する「奈良県子どもの貧困対策会議」において、子ども・子育て家庭のニーズを把握するとともに、市町村や関係機関・団体との適切な役割分担と連携により施策を推進します。

2 計画の評価・改善

計画の進捗状況を把握するため、毎年度、評価指標の進捗状況や実績を把握し、評価結果を公表します。

「奈良県子どもの貧困対策会議」において、計画の評価結果を踏まえ、今後の施策の改善等について審議し、以後の施策に反映します。